

別 紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後			改 正 前			
別表			別表			
証明書の種類	使用区分	様式	証明書の種類	使用区分	様式	
給与等の支払者の証明書	特定支出（通勤費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（通勤費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	特定支出（通勤費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（通勤費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式1のとおり	
	特定支出（転居費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（転居費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	特定支出（転居費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（転居費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式2のとおり	
	特定支出（研修費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（研修費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	特定支出（研修費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（研修費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式3のとおり	
	特定支出（資格取得費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（資格取得費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式4のとおり	特定支出（資格取得費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（資格取得費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式4のとおり
	特定支出（帰宅旅費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（帰宅旅費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式5のとおり	特定支出（帰宅旅費）に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（帰宅旅費）について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式5のとおり
	<u>特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書</u>	<u>給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（勤務必要経費（図書費））について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。</u>	<u>様式6のとおり</u>	(新 設)	(新 設)	(新 設)

特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（勤務必要経費（衣服費））について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式7のとおり
特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（勤務必要経費（交際費等））について給与等の支払者から証明を受けようとする場合に使用する。	様式8のとおり
搭乗・乗車・乗船に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（帰宅旅費）について航空運送事業を営む者、鉄道事業者、船舶運行事業を営む者又は自動車運送事業を営む者から搭乗、乗車又は乗船の証明を受けようとする場合に使用する。	様式9のとおり

	(新 設)	(新 設)	(新 設)
	(新 設)	(新 設)	(新 設)
搭乗・乗車・乗船に関する証明書	給与所得者が特定支出の控除を受けようとする場合で、特定支出（帰宅旅費）について航空運送事業を営む者、鉄道事業者、船舶運行事業を営む者又は自動車運送事業を営む者から搭乗、乗車又は乗船の証明を受けようとする場合に使用する。	様式6のとおり	

様式 1

平成 年分 特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	住所 (又は居所)				
勤務する場所						
通勤の経路	区 間 (経 由)	方 法	運 賃 等	時 間	距 離	
	～ ( )		( ) 円	分	km	
	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
及び方法等	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額					円	
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

様式 1

昭和 年分 特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	住所 (又は居所)				
勤務する場所						
通勤の経路	区 間 (経 由)	方 法	運 賃 等	時 間	距 離	
	～ ( )		( ) 円	分	km	
	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
及び方法等	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
	～ ( )		( )			
給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額					円	
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

昭和 年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明します。

昭和 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

(規格 B 5)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

#### 2 書き方

(1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。

(2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。

(3) 「方法」欄には、徒歩・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。

(4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1月当たりのその支出金額を記入します。

(注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と1月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。

(5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書に添付してください。

#### 2 書き方

(1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。

(2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。

(3) 「方法」欄には、徒歩・JR〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。

(4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1月当たりのその支出金額を記入します。

(注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と1月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。

(5) 「給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補てんされる部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

様式 2

平成 年分 特定支出（転居費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	(印)	転任年月日	年	月	日
転 任 前	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
転 任 後	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額						円
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（転居費）に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。

(給与等の支払者)

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

様式 2

昭和 年分 特定支出（転居費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	(印)	転任年月日	年	月	日
転 任 前	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
転 任 後	勤務する場所					
	住 所 (又は居所)					
給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額						円
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

昭和 年分 特定支出（転居費）に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。

(給与等の支払者)

昭和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

(規格 B 5)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、転居費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、転居費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、転居費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書に添付してください。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、転居費の支出につき勤務先から補てんされる部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

様式 3

平成 年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑤	住 所 (又は居所)	
研 修 名 及 び 内 容	-----			
研 修 を 行 う 者 の 名 称				
研 修 の 場 所				
研 修 の 期 間				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（研修費）に関する証明書

上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑤

様式 3

昭和 年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑤	住 所 (又は居所)	
研 修 名 及 び 内 容	-----			
研 修 を 行 う 者 の 名 称				
研 修 の 場 所				
研 修 の 期 間				
給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

昭和 年分 特定支出（研修費）に関する証明書

上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明します。

昭和 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑤

(規格 B 5)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書に添付してください。

2 書き方

「給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補てんされる部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。



様式 4

平成 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

私の次の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
資格の名称				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

(給与等の支払者) 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑩

様式 4

昭和 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

私の次の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
資格の名称				
給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

昭和 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

(給与等の支払者) 昭和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑩

(規格 B 5)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、資格取得費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものと認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書に添付してください。

2 書き方

「給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、資格取得費の支出につき勤務先から補てんされる部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものと認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

様式 5

平成 年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明してください。

フリ 氏	カナ 名	(印)	転任年月日	年 月 日
転任前	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転任後	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転任に伴い別居する者	氏 名	態 様	この欄の記載に当たっては、裏面の2の(3)を参照してください。(左の態様の欄には裏面の2の(3)のイのI~IIIのうち当てはまる番号を○で囲んでください。)	
		I・II・III		
		I・II・III		
	居住する場所			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

様式 5

昭和 年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明してください。

フリ 氏	カナ 名	(印)	転任年月日	年 月 日
転任前	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転任後	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転任に伴い別居する者	氏 名	態 様	この欄の記載に当たっては、裏面の2の(3)を参照してください。(左の態様の欄には裏面の2の(3)のイのI~IIIのうち当てはまる番号を○で囲んでください。)	
		I・II・III		
		I・II・III		
	居住する場所			
給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

昭和 年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明します。

昭和 年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ (印)

(規格B5)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

(1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。

(2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。

(3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。

イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「態様」欄は、その当てはまる番号を○で囲みます。

Ⅰ 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合……その配偶者

Ⅱ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が 38 万円以下の者との別居を常況とすることとなったとき……その子

Ⅲ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者である者との別居を常況とすることとなった場合……その子

ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。

(4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書に添付してください。

2 書き方

(1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。

(2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。

(3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。

イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「態様」欄は、その当てはまる番号を○で囲みます。

Ⅰ 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合……その配偶者

Ⅱ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が 33 万円以下の者との別居を常況とすることとなったとき……その子

Ⅲ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者である者との別居を常況とすることとなった場合……その子

ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。

(4) 「給与等の支払者により補てんされる部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補てんされる部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

### 給与等の支払者へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

様式 6

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
図 書 名 及 び 内 容				
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑩

(新 設)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（図書費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「図書名及び内容」欄には、その勤務必要経費（図書費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（図書費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する図書が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(新 設)

様式 7

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
衣 服 の 種 類	-----			
職務の内容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑩

(新 設)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（衣服費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「衣服の種類」欄には、その勤務必要経費（衣服費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（衣服費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する衣服が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(新 設)



様式 8

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明の依頼書

私の支出する次の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
接待 等 に つ い て	内 容			
	相手方の 氏名・名称			
	相手方との 関 係			
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書

上記の者が支出する上記の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

平成 年 月 日

(給与等の支払者)

所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ ⑩

(新 設)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、勤務必要経費（交際費等）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（交際費等）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が65万円を超える場合には、65万円が特定支出となります。

### 給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の支出する接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(新 設)

様式9

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

搭乗  
私が次のとおり 乗車 したことを証明してください。  
乗船

平成 年 月 日

氏 名	
住 所 (又は居所)	
乗 車 等 の 日 年 月 日	平成 年 月 日
利 用 区 間	～ (経由 )

依 頼 書 の 提 出 先 〔 該当する番号を ○で囲んでください。〕	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他 ( )
---	---

◎下の証明書は、切り離さないでください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証 明 者 \_\_\_\_\_ (印)

様式6

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

搭乗  
私が次のとおり 乗車 したことを証明してください。  
乗船

昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	
乗 車 等 の 日 年 月 日	昭和 年 月 日
利 用 区 間	～ (経由 )

依 頼 書 の 提 出 先 〔 該当する番号を ○で囲んでください。〕	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他 ( )
---	---

◎下の証明書は、切り離さないでください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証 明 者 \_\_\_\_\_ (印)

(規格B6)

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。  
ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の額の合計額が 1 万 5 千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

#### 2 書き方

- 搭乗  
乗車  
乗船
- (1) 主文中「私が次のとおり 乗車 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。
  - (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
  - (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
  - (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

### 証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

- 1 列車の車内において証明を行う場合  
乗務する列車の番号を記入の上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 2 降車駅の精算所において証明を行う場合  
駅名小印を押印した上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合  
バリテーションスタンプを押印します。
- 4 その他の場所で証明を行う場合  
上記 1～3 に準じて記入等します。

(裏面)

### 特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告の際に提出してください。  
ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の額の合計額が 1 万 5 千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。

#### 2 書き方

- 搭乗  
乗車  
乗船
- (1) 主文中「私が次のとおり 乗車 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。
  - (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
  - (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
  - (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

### 証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

- 1 列車の車内において証明を行う場合  
乗務する列車の番号を記入の上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 2 降車駅の精算所において証明を行う場合  
駅名小印を押印した上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合  
バリテーションスタンプを押印します。
- 4 その他の場所で証明を行う場合  
上記 1～3 に準じて記入等します。

附 則

(経過的处理)

この法令解释通達による別表の改正及び様式 6 を様式 9 とし、様式 5 の次に様式 6 から様式 8 までを新設する改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用する。